

短期集中特別訓練事業の入札に関する検証結果についての概要

平成26年5月8日

厚生労働省監察本部

第1 調査の概要

- 監察本部外部専門員2名の主導の下、3月15日から5月8日までの間、厚生労働省関係部局等より収集した資料を分析し、延べ96人の関係職員等に対する聴取を行った。
- 聴取の対象者は、厚生労働省職員24名、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構役職員9名及び中央職業能力開発協会役職員4名である。

第2 調査結果の概要と検証

1 厚生労働省と中央職業能力開発協会との調整

- ・ 能力開発課では、委託先の選定を中央職業能力開発協会（以下「協会」という。）が行うものと認識していたが、本年1月20日に協会より選定を厚生労働省で実施して欲しい旨の要請を受け、2月3日には厚生労働省が委託先の選定を行うこととなった。
公示までの極めて短い期間（十数日）で仕様書の作成等大量の作業を行う状況となったことが、今回の事案の大きな要因と考えられる。
- ・ 12月頃に能力開発課長が短期間でも増員できないか総務課長に相談していたが、結果として局内の応援体制も組まれなかった。

2 厚生労働省と高齢・障害・求職者雇用支援機構との調整

- ・ 12月9日に派遣・有期労働対策部企画課及び能力開発課の職員4名が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）を訪問した。機構の備忘録によれば、その際、厚生労働省職員が「業務の一部を受託していただきたい」と発言したことになっているが、機構の役職員を含む出席者に聴取したところ、協会による企画競争があった場合には機構にも入札に参加して欲しい趣旨の発言であったことが確認された。
- ・ 2月17日（公示前日）に、能力開発課の職員3名が機構を訪問し、短期集中特別訓練事業の仕様書案等を機構に提示していた（公示案の提示はない）。
- ・ 2月17日の夜には機構職員との間で懇親会が開催された。

3 1～2月にかけての能力開発課職員による業界団体訪問

- ・ 公益社団法人東京ビルメンテナンス協会等への訪問の事実があったが、これは短期訓練の実施を打診したものであり、一般的な資料を用いて説明を行っただけで特に何かを合意したという事実はなかった。

4 公示のホームページ掲載

- ・ 2月18日10時に公示がホームページに掲載されたが、その時点で公示案等に係る決裁は完了していなかった。前日夕刻、機構を訪問中の能力開発課の企画官及び課長補佐に、同課の係長から決裁が終わらない旨の連絡があったが、両者は特段の対応を指示しなかった。
- ・ 2月18日16時に一度ホームページから削除され、19日18時に全省庁統一資格を競争参加資格要件から削除した公示が再度ホームページに掲載された。入札公示に修正が生じた場合には修正公示により訂正を行うべきであるが、今回は修正公示の手続きが行われていなかった。

5 全省庁統一資格の削除

- ・ 企画官は、2月18日の9時30分から10時30分の間に、課長補佐に対して公示から全省庁統一資格を削除する方向で検討するよう指示している。また、機構職員は、同日11時頃機構が全省庁統一資格を取得しているか分からないので厚生労働省でも機構がこの資格を持っているか調べて欲しい旨連絡している。
- ・ 企画官の指示を受けてからホームページの削除を依頼するまでの課長補佐の一連の行動に不自然な点は見られない。一方、課長補佐が機構からの依頼によって全省庁統一資格を削除したと仮定すると、18日の午後に課長補佐が機構に連絡した際全省庁統一資格の削除方針に触れていないのは不自然であり、全省庁統一資格の削除は機構からの依頼により行われたものではないと認められる。

6 仕様書案等の変更

- ・ 能力開発課の企画官及び課長補佐は、機構に公示案、仕様書案及び募集要領案を数度にわたり送付し、機構の意見を踏まえ仕様書案等を修正していた。
- ・ また、同企画官及び課長補佐は、2月19日の決裁完了後も仕様書案を修正していた。

7 企画書作成時における機構と厚生労働省のやりとり

- ・ 機構が企画書を作成する際、企画官は機構の求めに応じて、厚生労働省、協会と委託先の役割分担や不正防止対策について機構内部の説明資料を作成し、送付していた（2月25日）。役割分担の資料中「委託先」と書くべきところを「機構」と書くなど、第三者から入札の公正性を疑われる記載があった。
- ・ 入札者と入札参加予定者との個別の質問と回答は、他の入札参加者にも周知する配慮が必要であるが、そうした配慮はなされていない。

第3 法的評価

1 官製談合防止法関係

- ・ 企画競争において、把握する限り唯一官製談合防止法第8条違反が問われた防衛省の事案と異なり、競合他社の存在を前提に受託先を機構とする等の積極的な意向やそれを実現するための具体的な便宜を図った形跡までは確認できなかった。
- ・ 公示案からの全省庁統一資格の削除は、機構からの依頼により行われたものではないと認められる。
- ・ 仕様書案等の修正については、機構の修正意見が反映されていないものも多く、反映されていたとしてもそのほとんどは誤記等の形式的な修正だった。一部実質的な修正かと思われる部分もあるが、求職者支援制度を参考にするなど、結果的に機構のみを有利にし、他の参入を妨げると判断できるものは確認できなかった。
- ・ 仕様書案を事前に提示されたことにより機構が早期に企画書の作成に着手できた可能性は否定できないが、もともと機構は求職者支援制度等の実績があり、仕様書案を待つことなく企画書を作成できたものと認められる。
- ・ 機構からの依頼により機構内部の説明資料を作成しているが、当該資料の内容で機構の企画書に反映させた箇所等がないことに鑑みても、機構の企画書作成を支援したとまでは言えない。
- ・ 企画競争の事案については、官製談合防止法第8条の「入札等の公正を害する行為」の判断は困難であるが、同条違反の疑いを招いたことは否定できない。ただし、企画競争の公正性を根本的に損なうとまで断ずることはできず、刑事告発する必要までは認められない。

2 国家公務員法関係

- ・ 仕様書は公示までは公開が禁止される文書であり、また、入札参加を予定している特定の関係者に提示して説明することも、入札の公正性を疑わせる不適切な行為である。企画官及び課長補佐は、公示までは公開が禁止されている入札関係の文書（職務上知ることのできた秘密）を公示前に機構に提示しており、国家公務員法第 100 条第 1 項（守秘義務）に抵触する。本件が行政に与えた影響は大きくなったものの、少数の職員が極めて短期間に不十分な体制のまま多くの作業を行わざるを得なかった中で、大きな要因として組織としての問題があり、個々の職員を刑事告発する必要性までは認められない。
- ・ 企画官及び課長補佐が公示の前日に機構職員との間で懇親会を開催したことは、国民の疑念を招くものであり、同法第 99 条（信用失墜行為）に抵触する。決裁が未了と認識していながら公示をホームページに掲載したことや修正公示の手続きを経ることなく公示を削除したことも、国民の厚生労働省に対する信用を傷つけるものであり同条に抵触する。また、決裁権者の了解を得ることなく決裁完了後に仕様書等を修正したこと及び機構からの依頼により機構内部の説明資料を作成したことについても、修正内容に不適切な点はないことや機構内部の説明資料であり対外的に公表されるものではないという事情はあるにせよ、行政文書への国民の信頼に違背するものとして同条に抵触する。

3 国家公務員倫理法関係

- ・ 厚生労働省職員が利害関係者である機構の職員と飲食をともにしても、直ちに国家公務員倫理法に抵触するわけではない。しかしながら、割り勘割れとなった場合、国家公務員倫理法上の禁止行為に該当する。
- ・ 今回の事案では、利害関係者と飲食をともにし、職員の費用負担が十分ではなかった（一人当たりの負担額が約 61 円不足していた）ことから、国家公務員倫理法第 3 条第 3 項及び国家公務員倫理規程第 3 条第 1 項第 6 号に抵触する。

第 4 再発防止策

- (1) 法令はもとより遵守すべき規範に従って職務を遂行するための職員の法令遵守意識、とりわけ公正な職務執行への意識を再確認し、独立行政法人等の職員（現役出向者を含む）と接する場合も、民間の利害関係者と同様の節度を持つ心構えを徹底。
- (2) 調達については、基金を造成して行う事業の調達ルールの明確化が必

要。厚生労働省は、事業ごとに真にふさわしい調達形態を真摯に検討・判断することが必要。

- (3) 決裁のガバナンス確保のため、規程や業務遂行体制の見直しを行うべき。
- (4) ホームページの掲載、削除のガバナンス改善のため、ホームページ掲載について厳格なルールを設けるべき。
- (5) 当分の間、機構職員と飲食をともにすることを禁止。国家公務員倫理法等に形式上抵触しなければ足りるものではなく、調達の公正さに国民の疑念を招かないような、より厳格な懇親会のルールが必要。
- (6) 管理者のマネジメント能力の強化・管理者による適切な進捗管理について、日常業務において各段階の管理者が十分なリーダーシップを発揮できるようにするため、幹部職員に対する研修が必要。

第5 結語

- 事業の来歴や求職者支援制度に酷似している性格等の事情から、企画競争を行った上で委託先を選定するにもかかわらず、企画対応能力的に機構しか事業を行うことができないであろうという考え方から頭を切り替えることが十分には出来ていない。
- 執務体制の整備が行われないうちで、3月中に事業をスタートしなければならないという時間的制約も加わって、入札事務処理に混乱をきたし、心理的な焦りと日頃からの機構との甘えの関係から不適切な行為を頻発させるに至っている。ともすれば当事者の規範意識に目が行きがちであるが、全体の進捗管理、体制作り、意思決定に幹部の参画が必要であったところ幹部が十分な役割を果たしていないことにも着目しなければならない。
- 厚生労働省側の仕様書の修正や機構内部の説明資料を助け合って作成するなど相互に依存する構造がみられる。このことは法定されている求職者支援訓練の運営で日常的に接触を繰り返しているといった事情があるとはいえ不適切である。独立行政法人といえども身内ではなく外部であるという規範意識をあらためて再確認する必要がある。